

令和8年4月29日

自治区長 各位

高齢福祉課長 小林 洋明

行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成29年11月27日に市、豊田市区長会等との間で締結した「徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書」に基づき、下記の取組への御協力をお願いします。

記

1 認知症による行方不明高齢者等の情報提供について

以下の情報を提供しますので、認知症による行方不明者等の早期発見に、可能な範囲で御協力ください。

(1) 第一報情報：「かえるメールとよた」で迅速に全ての自治区へ提供

①範囲：全ての自治区

②方法：「かえるメールとよた」（各自治区長等に御登録いただく）で迅速に提供

③内容：行方不明者の呼び名、年齢、行方不明発生状況の概要（日時・町名）、特徴、服装、顔写真

(2) 追加情報：行方不明者と関係が深い自治区にのみ、「かえるメールとよた」で配信した方の詳細な情報を提供し、検索活動に活かしていただく

①範囲：行方不明者の「住所がある自治区」と「行方不明が発生した場所の自治区」の両区長

②方法：電話連絡（「自治区長名簿」に記載の電話番号）

③内容：行方不明者・家族の氏名と住所、行方不明発生状況の詳細、家族の電話番号

※ 上記に加え、警察から要請がある場合、下表のとおり防災ラジオ、防災行政無線で行方不明者情報を提供しますので、御承知おきください。

	情報提供する要件	情報提供する地区
防災ラジオ	旧町村地区で発生した事案	小原・藤岡・藤岡南・足助・旭・稲武・下山地区
防災行政無線	検索範囲が限定されており、警察が検索している又はする場合	警察が検索している又はする地区

2 「かえるメールとよた」への御登録のお願い

上記1（1）実施のため、自治区長及び自治区役員の皆様におかれましては、「かえるメールとよた」への御登録に御協力ください。

【登録方法】

案内ちらしに記載の手順に従って登録を行うことが可能です。

登録が困難な場合は、別紙様式「かえるメールとよた利用登録同意書」に必要事項を記入の上、高齢福祉課までメール、FAX等でお送りください。

※「かえるメールとよた利用登録同意書」は自治区長及び自治区役員様の専用の様式となりますので、自治区民の皆様への回覧は御遠慮ください。

<裏面に続きます>

3 行方不明対策事業の周知について

行方不明対策 5 事業の案内ちらし(別紙「ご家族が行方不明になることが心配な方へ」)を回覧していただける自治区がありましたら、7月に郵送させていただきますので、お手数ですが、6月末までに高齢福祉課まで御連絡ください。御協力よろしくお願ひします。

当市では、行方不明対策事業として、①徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度 ②認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 ③見守り安心マーク ④GPS機器補助制度 ⑤かえるメールとよた を実施しております。

上記事業は、高齢福祉課及び地域包括支援センターで申込みができるため、必要な区民の方がいらっしゃいましたら、自治区長様からも御案内いただくと幸いです。

参考) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書(関連事項を抜粋)

(目的)

第1条 この協定は、認知症若しくは認知症の疑いのある高齢者又は障がい者で、**行方不明となっている者(以下、「徘徊高齢者等」という。)**の**早期発見、行方不明事案の防止及びその家族等の支援に関する取組について定める。**なお、・・・

別紙) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書 各自の実施事項

実施者	実施内容
甲 (豊田市)	(1) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の早期発見のための情報提供をその家族等から受けたとき、徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を「かえるメールとよた」等で乙、戊及び己に提供し、徘徊高齢者等に係る現認情報を甲又は所轄の警察に提供するよう求める。 (2) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の家族等から提供された行方不明事案の防止のための情報を活用し、行方不明事案の防止に向けた対策を講ずる。
乙 (豊田市区長会)	(1) 「かえるメールとよた」について、自治区内での回覧等を活用して登録者数の増加に努める。 (2) 甲が提供する徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を活用した早期発見、行方不明事案の防止のほか甲が実施する認知症に関する取組等に可能な範囲で協力する。
丙 (愛知県豊田警察署)及び丁 (愛知県足助警察署)	(1) 徘徊高齢者等が行方不明になった旨の届出をその家族等から受けたときは、徘徊高齢者等の早期発見及び行方不明事案の防止のため、甲への情報提供を勧奨し、家族等が希望するときは、甲が別に定める様式に記載させ、甲に徘徊高齢者等の情報を提供させる。 (2) 行方不明者届を受理していない徘徊高齢者等を保護したとき、行方不明事案の防止のため、家族等に告知した上で、必要に応じて甲に徘徊高齢者等の情報を提供する。
戊 (ひまわりネットワーク株式会社)及び己 (エフエムとよた株式会社)	(1) 甲の依頼があったとき、自らが管理する放送設備を使用して、視聴者及び聴取者に甲が配信する「かえるメールとよた」の内容を周知し、徘徊高齢者等を現認したときにその情報を甲又は所轄の警察署に提供するよう促すための放送を可能な範囲で行う。 (2) 甲、乙、丙及び丁が実施する認知症に関する取組等の広報について、可能な範囲で協力する。

<問合せ先>
豊田市 福祉部 高齢福祉課
認知症・包括担当
電話 34-6984

ご家族が行方不明になることが心配な方へ

認知症等で行方不明になる可能性がある方とそのご家族向けに、さまざまなサービスがあります。まずはお気軽にご相談ください。

① 徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

関係者との
事前共有で安心!

行方不明になる可能性のある人の情報(氏名、住所、特徴、写真など)を事前に登録、民生委員・地域包括支援センター・警察・消防等に情報を共有し、見守りにつなげます。

② 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

事故のときも
保険で安心!

認知症高齢者等が、事故で第三者に損害を負わせて損害賠償責任を負った場合等に、これを補償する保険に加入します。

※①徘徊高齢者・障がい者等事前登録の利用者が対象です。

※暴行に起因する賠償責任等、保険金が支払われない場合があります。

※保険金の限度は1事故につき1億円です。

③ 見守り安心マーク(かえるマーク)

連絡先が
わかって安心!


行方不明になる可能性のある人の連絡先を書いて本人の衣服にアイロンで貼れる反射素材の名札シールを配付します。



① ② ③ 共通

- ▶ **対象者** 65歳以上の人・65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能のある人
- ▶ **申請方法** ・申請書(高齢福祉課窓口または地域包括支援センターで配付)を提出
・豊田市ホームページから電子申請

④ 徘徊者搜索機器(GPS)利用促進補助金

家族の居場所が
わかって安心! 

徘徊者搜索機器(GPS)機器の導入費用を補助します

▶ **補助対象経費(上限22,000円(税込み))**

GPS機器の導入費用(本体、充電器、専用ケース等)、契約手数料

※上記以外(月額使用料等)は利用者負担です。補助は対象者1人につき1回までです。

▶ **手続きの流れ**

- ① 高齢福祉課又は地域包括支援センターで機器購入相談の上、業者と契約し、機器の利用を開始
- ② 市指定の補助金申請書類を作成して市に提出し、補助金交付を受ける

▶ **対象者** 65歳以上の人、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている人等で行方不明になる可能のある人

▶ **申請者(家族等)** 市内在住で、対象者の早期発見のためにGPS機器を適切に使用・管理できる人

問合せ先 … 豊田市 福祉部 高齢福祉課

〒471-8501 豊田市西町3-60 TEL 0565-34-6984 FAX 0565-34-6793

メールアドレス:korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

裏面につづく

5

かえるメールとよた

(徘徊高齢者等情報配信システム)

行方不明に
なってしまったら…

行方不明になった高齢者等の情報(顔写真・服装・特徴等)を、
ご登録いただいている人へメールで一斉配信し、早期発見につなげるサービスです。

行方不明時の利用方法

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が
お済みでない方

①ご家族等が
警察へ行方不明届を提出

②ご家族等が警察への届出時に
市への情報提供書を記入

③警察が②情報提供書を基に
市へ情報提供

※ひまわりネットワーク視聴者(TV画面テロップ表示)、
ラジオ・ラヴィット聴衆者(放送)、自治区、民生委員、
地域包括支援センター、市消防本部へも情報提供を行います!

表面①徘徊高齢者・障がい者等事前登録が
お済みの方

①ご家族等が警察へ通報
(110番通報)

②以下、
高齢福祉課連絡先へ電話

かえるメール配信※

- ◆利用時間: 8時30分~20時30分
- ◆行方不明届 豊田警察署 ☎ 0565-35-0110・足助警察署 ☎ 0565-62-0110
- ◆配信・解除依頼 豊田市福祉部 高齢福祉課 ☎ 0565-34-6984(直通)
※夜間・休日 ☎ 0565-31-1212(代表)

メール配信の登録にご協力ください!

①二次元コードを読み取って空メールを送信

②仮登録メールの送信

③利用規約に同意して申込み

④配信情報の選択「行方不明者情報」



行方不明者の発見にご協力ください。

日時: ○月○日午前○時
○分頃
場所: 豊田市○○町
氏名(仮姓表示)、性別、
年齢、身長、頭髪、着衣
や履物の特徴 ほか

▼画像を表示するには
こちらから
[URLリンク](#)



登録完了! ※通信料についてはメール受信者の負担になりますのでご注意ください。

緊急メールとよた利用規約

第1条(利用規約)

1.この規約(以下「本規約」といいます)は豊田市(以下「提供者」といいます)が提供する情報配信サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関する条件を定めたもので、本サービスの利用希望者(以下「利用者」といいます)が本サービスを利用する際の一切の行為に適用されます。

2.本サービスの利用に際しては、本規約に同意のうえご利用ください。

3.本サービスは、合理的な範囲において本規約を利用者の了承を得ることなしに変更することができます。その変更は豊田市が本サービス上で表示した時点より効力をもちます。

第2条(運営方針) 1.本サービスは利用者が安心して利用するために以下の方針で運営します。

- (1)利用者の個人情報の保護には万全の注意を払います。
 - (2)虚偽または不快な情報の送信、第三者の名誉・プライバシーの侵害その他の権利・利益を害する一切の行為に対し、厳正な態度で臨みます。
- 2.本サービスは収集した個人情報に関して以下の目的でのみ利用します。
- (1)本サービスのお申し込みの確認やメールの配信するため
 - (2)提供している情報、サービスに関連した情報をお届けするため
 - (3)本サービス休止等のご案内をお届けするため

第3条(利用者登録)

1.本サービスの利用希望者はメールアドレスなど本サービスの利用にあたって必要となる情報の登録を行うものとします。本サービスの利用者登録は、本サービスにおいて所定の手続を完了したときに成立し、登録成立後は本サービスがご利用いただけます。

ただし、次のいずれかに該当すると提供者が合理的に判断出来る場合には、提供者は登録成立後であっても利用者登録を取り消すことができます。

- (1)登録した情報に対して情報配信を行う事が合理的に困難と判断した場合
- (2)登録者本人では無い情報を登録した場合
- (3)過去に本規約の違反等により利用者資格を取り消されたことがある場合
- (4)その他本サービスの運営に支障を与え、第三者または豊田市の権利・利益を害するおそれがあるなど、登録が適当でないと認められる場合

第4条(セキュリティ対策)

1.利用者の情報の安全と秘密保持を最も重要なものと考え、利用者の情報を不正アクセスや不正利用から保護するための技術的、管理上及び物理的セキュリティ対策を実施しています。

2.万一登録情報が漏洩した場合は、セキュリティポリシーに基づきネットワークを切断する等の措置を講じます。

第5条(個人情報保護の管理) 1.利用者の登録情報の保護に細心の注意を払い、適切かつ安全な管理体制でこれを保護します。

第6条(登録情報の確認・変更・脱退) 1.本サービスでは、お預かりした個人情報の全て、または一部が合理的、技術的に適切な方法で保護された環境下で確認、変更することができます。

2.本サービスでは、登録を任意に脱退することができます。

第7条(禁止事項) 1.登録希望者及び本サービス利用者は、以下に掲げることを行ってはならないものとします。

- (1)他人のメールアドレスを、その所有者の承諾なしに登録すること
- (2)不正に入手又は生成した大量のメールアドレスを登録すること
- (3)サーバに対して不正アクセスを試みること、意図的に不正な指令を与えること及び高負荷をかけること
- (4)その他本サービスに障害を発生させようとする事

第8条(第三者への提供)

1.本サービス利用者のご承諾がない限り収集した個人情報を第三者に提供いたしません。

2.ただし、以下の場合においてはこの限りではありません。

- (1)本サービス利用者の同意がある場合
- (2)法令に基づき開示、提供を要請された場合
- (3)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第9条(費用)

1.登録及び利用に必要な電子機器(スマートフォンなど)は、利用者自らの費用と責任において用意してください。

2.本サービスの登録および利用料は無料ですが、情報取得にかかる通信料(利用者登録、ホームページの閲覧、メール送受信時に発生する料金)は利用者の負担となります。

第10条(本規約の改定) 1.本規約は、法令等の要請や個人情報保護の一層の改善のため、適宜、見直し、改定を進めてまいります。

- 2.本規約の改定を行う場合は、合理的な方法で利用者へ通知する、もしくは、利用者へ通知なく行う場合があります。
- 3.本規約が変更された場合、変更後の内容が直ちに適用されます。

第11条(免責事項)

1.提供された情報により、利用者または第三者が被った損害、回線やサーバ混雑等により配信遅延又は未着などにより生じたすべての結果、利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合について、一切責任を負いません。

- 2.本サービスに異常が生じた場合は、予告なくサービスを停止することがあります。
- 3.これにより生じた利用者及び第三者の損害に対して、一切責任を負いません。

第12条(準拠法)

1.本規約の準拠法は日本法とします。

2.利用者との間で生じた紛争については、本サービス提供団体の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。